# 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と 水域 PEC・予測ばく露量との関係及び基準値設定後の対応について

## 1. 基準値案と水域 PEC・予測ばく露量の関係

評価対象農薬に係る、生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度 (水域 PEC)・予測ばく露量の関係は、次のとおり。(詳細は、資料 3 及び 4 参照。)

#### (A) 水産基準値案と水域 PEC の関係

(単位: *μ* g/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
ピリダクロメチル	50				0. 0021	_
メトブロムロン	31				0. 0065	

網掛け:水産基準値案の10分の1以上のPEC。

## (B) 鳥類基準値案と鳥類予測ばく露量の関係

農薬名	基準値 (案)	鳥類予測ばく露量 (mg/day·kg 体重)				
及来自	(mg/kg 体重)	水稲単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
メトブロムロン	110	対象外	対象外	対象外	0. 012	対象外

#### (C) 野生ハナバチ類基準値案と野生ハナバチ類予測ばく露量の関係

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位	
メトブロムロン	成虫単回接触毒性	4. 0	対象外	$\mu$ g/bee	
	成虫単回経口毒性	3. 4	0. 0066	$\mu$ g/bee	
	成虫反復経口毒性	対象外	対象外	$\mu$ g/bee/day	
	幼虫経口毒性	0. 18	0. 0055	$\mu$ g/bee	

## 2. 基準値設定後の対応

ピリダクロメチル及びメトブロムロンについて、水域の生活環境動植物については、水域 PEC が基準値案の 10 分の1以下になることが確認できたことから、農薬残留対策総合調査等におけるモニタリング調査の対象農薬としない。